

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市シルバー人材センター運営事業補助金
補助の区分	団体運営補助、事業補助（協調事業補助）
補助の概要	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、公益社団法人佐渡シルバー人材センターが行う事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	公益社団法人佐渡シルバー人材センター
補助対象経費	高齢者就業機会確保事業：報償費、旅費、需用費 等 シルバー人材センター企画事業：在宅高齢者の生活支援事業に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	・運営補助事業6,830千円 ・高齢者サポート事業4,420千円 ・高齢者生活支援事業250千円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	厚生労働省が定める基準額により、センターに対する内示額を限度とする。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	高齢者の雇用支援：登録会員数1,000人 高齢者の就業拡大：事業受託数8,000件
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	高齢者が収入を得ることで生きがいと経済効果が生まれる。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	高齢者の就業機会を拡大させ、福祉の増進を図ることを目的として実施するため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡シルバー人材センターに申請書を送付
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課
	（電話番号） 0259-63-3790